

氏名（本籍）	アオ 青	キ 木	シズ 静	ノ 乃（東京都）
学位の種類	博士（音楽学）			
学位記番号	博音第57号			
学位授与年月日	平成15年3月25日			
学位論文等題目	論文 妙音院流声明の研究			
論文等審査委員				
（論文審査主査）	東京芸術大学	助教授	（音楽学部）	塚原康子
（論文副査）	”	教授	（ ” ）	高橋大海
（ ” ）	”	”	（ ” ）	柘植元一
（ ” ）	”	”	（ ” ）	山本文茂
（ ” ）	東京芸術大学名誉教授、桐朋学園大学・非常勤講師			上参郷祐康
（ ” ）	日本大学	教授	（芸術学部）	蒲生郷昭
（ ” ）	上野学園日本音楽資料室	研究員		新井弘順

（論文内容の要旨）

妙音院流とは、妙音院藤原師長を流祖とする天台声明の流派である。同流声明が行われていた平安末期から鎌倉期は、音律論争や記譜法の整備が盛んに行われ、外来音楽である声明を日本独自のものとして体系化しようとしていた時代である。

本研究では、伝存する妙音院流の楽譜や音律論書を具体的に読み解くことによって、妙音院流の人々が当時どのように声明を理解し、どのように視覚化したのか、といった点を中心に論じた。

第一章では、全容が明らかになっていない妙音院流の声明史料の一覧表示を試みた。そのなかで最も重要な「声明集」の類（宮内庁書陵部蔵『声明譜妙音院御作』、金沢文庫蔵『聖宣本声明集』、尊経閣文庫蔵『声明類聚』）の三本について、奥書や系図をもとにその伝承の位置づけを探ったところ、は琵琶西流の楽統を中心に相伝されたもので、は家寛撰の声明集『唄葉』である可能性が高く、師長弟子の澄円の二巻本系と比定された。は孝道甥の興福寺僧聖宣によることから、を孝道の再治一巻本系とする説もあるが、本研究では確証が得られなかった。このように限られた伝存史料のなかで、は妙音院の御説を記す最も古い声明譜であり、その収録曲からも妙音院流声明の特色が窺われることから、本研究にとって最も重要な史料となった。

第二章では、妙音院流の記譜法について、声明譜としては珍しい絃楽器を用いた楽譜を中心に考察を行った。妙音院流の記譜法は、博士に音高表示の補助記号を付すものと、楽器の奏法譜のみで書かれたものに大別され、流として一貫した記譜法が存在しない。の場合、博士の形体は古博士もしくは広義の只博士に属し、博士の音高表示の補助記号には、古博士の類は良忍以来の笛孔名が用いられ、広義の只博士の類は、主に南都系史料で箏絃名が用いられている。なお、伝存史料の限りでは、この箏絃名補助記号の譜は『聖宣本声明集』を端緒とすることになる。また、箏絃名補助記号は、興福寺・西大寺・法隆寺等の南都諸寺を中心に普及したものと思われる。

一方、『声明譜妙音院御作』をはじめとする「 楽器の奏法譜のみで書かれた」琵琶譜による記譜法は、声明を唱えるためというよりはむしろ琵琶を演奏するためのものであると思われる。『梁塵秘抄口伝集』にあるように、歌物を「琵琶の譜に作らむ」という師長の行為は、「歌物を琵琶の演奏様式にうつしたもの」と考えられることから、このような琵琶譜は「付物」か「声明譜」かといった二者択一では解釈し得ない師長独自の音楽表現ともいえるだろう。

第三章の妙音院流の音律論では、歴史的に様々な意見のある妙音院流と蓮入房流の律の五音七声の相違を、次のように整理した。

	神仙	盤渉	黄鐘	双調	勝絶	平調	壹越
妙音院流	反宮	羽	・ 徵	・ 反徵	・ 角	商	・ 宮
蓮入房流	羽塩梅	羽	・ 徵	・ 角	・ 商塩梅	商	・ 宮

このように五音七声があるにも拘わらず、妙音院流の律が「宮・角・変徵・徵・変宮」呼称されたという説が生じたのは、『仁智要録』の平調(律)の調絃の「二三四五六」絃に基づくもので、後世の複数の史料にこの調絃が「妙音院御説」として引用されるに至ったことが明らかになった。そして、声明の音律論に箏が用いられたのは、左手の推手の技法によって、元の調絃のまま音高を変えられるという楽器の特性を活かしたためと思われる。

第四章では、上記 ~ の妙音院流声明譜、および参考として輪王寺蔵『常行堂声明譜』を加え、楽譜の解説と照合を行った。まず、『声明譜妙音院御作』の原写本部分(藤原光俊による)は、律曲は風香調(笛黄鐘調)で、呂曲は返風香調(笛双調)で書き分けられている。この調子は実唱音ではなく、笛で云う平調のごとく、楽器を奏する上で音を認識しやすい調子であると指摘した。一方、西園寺実兼による増補部分(伽陀のみ)は、法会における実唱音を意識した調子である。

さらに、博士による譜本に関して、その音高表示の補助記号を手掛かりにその音組織を推論した結果、古流(含妙音院流)に属する『声明類聚』や『常行堂声明譜』から抽出された音階構成音は、呂律分け難い構成音であった。しかし、おなじ古流(妙音院流)でも、『聖宣本声明集』は呂律の別が分明で、呂律ともに琵琶譜『声明譜妙音院御作』によく調和した。

楽譜に表された音高と実唱音とは一致するとは限らないが、家寛撰の『唄葉』に比定される『声明類聚』において、律の音階が唐の羽調の面影を残す「テ 夕中六」という音階構成音を有していること、また律の五音七声の呼称法は流派によって様々であるが、特に「 」や「六」の音高は当時の声明の旋律において重要な機能を果たしていたことは、琵琶譜との照合によって裏付けが得られたといえる。そして、『常行堂声明譜』に見られるように、次第に律における「 」の音高は陰を潜め、音階そのものが変化していったものと思われる。